

2020年9月1日  
みずほ信託銀行株式会社

## **株式会社愛媛銀行での事業承継信託の代理店販売開始について**

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：梅田 圭）は、2020年9月4日より株式会社愛媛銀行（頭取：西川 義教）を代理店として、愛媛銀行の独自の商品名をつけた「ひめぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）（生前贈与タイプ）」の取り扱いを開始します。

本商品は信託の機能を活用し、企業オーナーの事業承継に備えるニーズに応え、後継者への円滑な自社株の承継を実現するものです。

愛媛銀行は、みずほ信託銀行の信託代理店として、企業オーナーに事業承継の情報提供等を通し、本商品の説明・販売を行います。

「ひめぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」は、企業オーナーに、ご自身を受益者として自社株を信託していただくと同時に、企業オーナーに相続が発生した場合の受益者（第二受益者）に後継者を指定していただくことにより、相続発生時の自社株の円滑な承継をサポートします。

「ひめぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」は、企業オーナーに議決権を残したまま、後継者を受益者として自社株を信託していただくことで、企業オーナーのご意向に沿った自社株の生前贈与をサポートします。

みずほ信託銀行は、本商品の代理店提供を通じ、地域金融機関とともに、企業オーナーの事業承継の課題に応え、地域経済の持続した発展に貢献していきます。

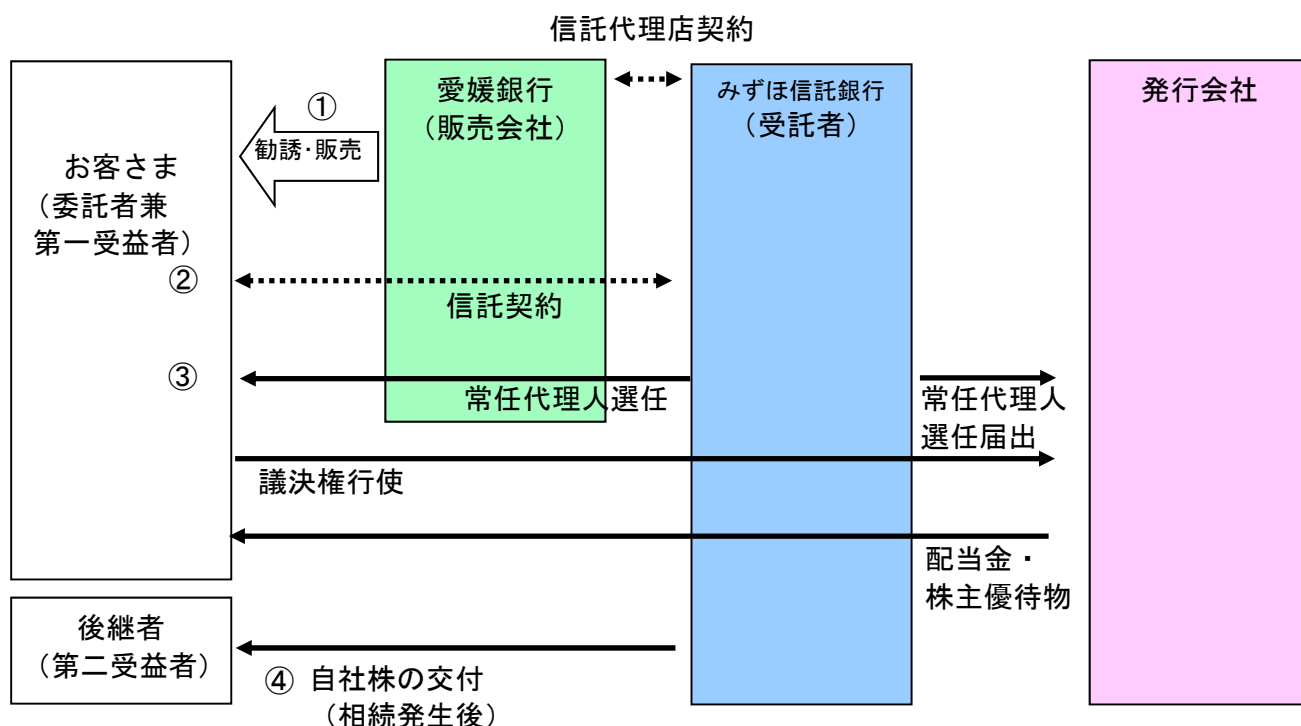
## 【「ひめぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」商品概要】

- 取扱開始日 : 2020年9月4日
- 信託財産 : 委託者等が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式  
(自社株)
- 信託期間 : 信託設定日から信託終了日(委託者の相続発生時等)
- 信託財産の交付 : 第二受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を現状(自社株)のまま交付します

### その他留意事項

- 本商品による自社株承継は事業承継税制の対象とはなりません
- 本商品は預金ではありません
- 本商品は元本の補てん、利益の補足はありません
- 本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません

## 【「ひめぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」スキーム】



- ① 愛媛銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託契約代理店として、愛媛銀行のお客さまに「ひめぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」を販売します。
- ② 企業オーナーは自社株をみずほ信託銀行に信託し、信託契約を締結、相続発生時の自社株の交付先として後継者を指定します。
- ③ 委託者は信託期間中も引き続き議決権を行使し、発行会社は委託者に配当金・株主優待物を交付します。
- ④ 委託者の相続発生後、信託は終了し、当行は自社株を後継者に交付します。

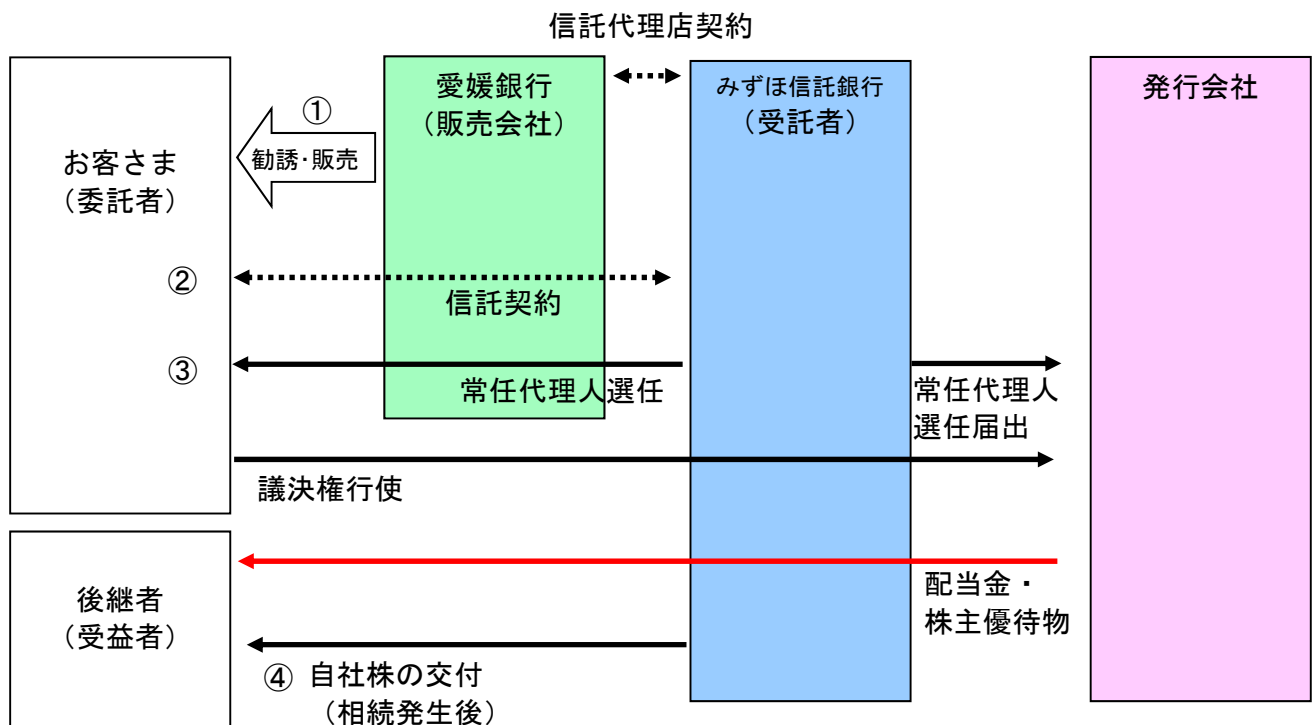
【「ひめぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」商品概要】

- 取扱開始日 : 2020年9月4日
- 信託財産 : 委託者等が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式  
（自社株）
- 信託期間 : 信託設定日から信託終了日（委託者の相続発生時等）
- 信託財産の交付 : 受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を  
現状（自社株）のまま交付します

その他留意事項

- 本商品による自社株承継は事業承継税制の対象とはなりません
- 本商品は預金ではありません
- 本商品は元本の補てん、利益の補足はありません
- 本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません

【「ひめぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」スキーム】



- ① 愛媛銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託契約代理店として、愛媛銀行のお客さまに「ひめぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」を販売します。
- ② 企業オーナーは自社株をみずほ信託銀行に信託し、信託契約を締結、相続発生時の自社株の交付先として後継者を指定します。
- ③ 委託者は信託期間中も引き続き議決権を行使し、発行会社は後継者に配当金・株主優待物を交付します。
- ④ 委託者の相続発生後、信託は終了し、当行は自社株を後継者に交付します。

以上